

# 新専門医制度（機構制度）の単位の申請手続きについて

## 1. はじめに

新専門医制度（機構制度）においては、学術集会で開催される教育講演やシンポジウム等を聴講することで単位が付与される運用となります。

そのため、専門医資格を更新するためには日本皮膚科学会総会をはじめ、学術集会に参加したことによる「参加単位」※ではなく、当該学術集会に参加し、学術集会で開催する教育講演等を聴講することによる「聴講単位」を取得する必要があります。

教育講演等の聴講証明には、日本皮膚科学会が用意する「受付システム」を用いて聴講履歴を取得することになります。

※ 新専門医制度（機構制度）においては聴講単位が認定された「日本皮膚科学会地方会および地方会に準ずる集会」のみ聴講単位とは別に参加単位（1年間で2単位まで、5年間で6単位まで）が認められています。

## 2. 対象となる講習について

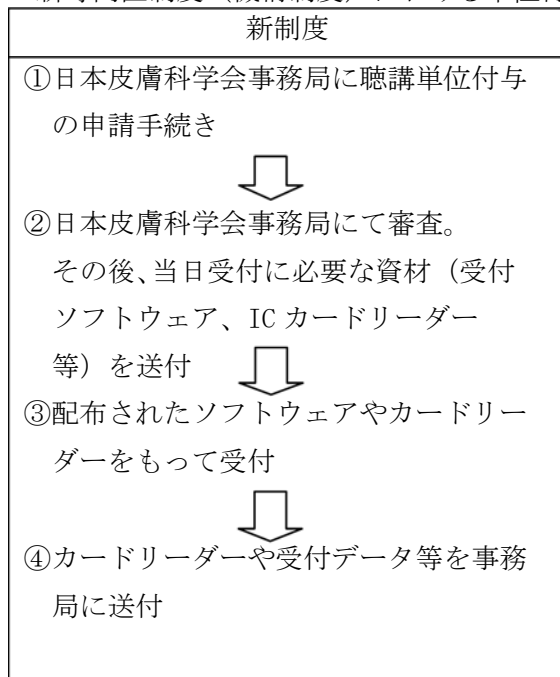
日本皮膚科学会の地方会、国内における単位申請可能な学術集会等「後実績参加単位を認めている」集会で開催される教育講演やシンポジウム等が対象となります。またその内容は皮膚科に関連する演題である必要があります。

なお、企業共催となっているセミナーや講習会については対象となりませんのでご注意ください。

## 3. 単位付与の申請について

新専門医制度（機構制度）においては「教育講演等を聴講単位として申請する」手続きをしていただく必要があります。

＜新専門医制度（機構制度）における単位付与の主たる流れ＞



## 4. 申請手続きについて

聴講単位付与の申請手続きは、聴講単位申請システムにて申請ください。

申請ページ URL :

<https://kenshu-shinsei.dermatol.jp/StudySessionCollectWeb/html/login.html>

## 5. 当日の受付について

申請いただいた内容を審査し、教育講演やシンポジウム等が聴講単位として認められた場合、その旨の通知をお送りいたします。また、関連学会には当日の受付に必要な資材（受付ソフトウェア、IC カードリーダーおよび仮会員証）を日本皮膚科学会事務局から送付しますので、受付に使用する Windows PC に受付ソフトウェアをインストールし、当日の受付を行ってください。

ソフトウェアについては別途、説明書をお送りしますので、その説明書に従い対応をしてください。

## 6. 学会会期終了後について

学会が終了した後、受付したデータとプログラム、または抄録を日本皮膚科学会事務局まで2週間以内にメール添付等にてお送りください。また、IC カードリーダー等の機材も同様に日本皮膚科学会事務局にご返送ください。なお、関連学会については受付データを日本皮膚科学会事務局に送付した後に受付ソフトウェアはアンインストールしていただいて構いません。

## 7. 一般演題について

日本皮膚科学会総会、支部学術大会、地方会および地方会に準ずる集会で開催する一般演題は連続した2時間以上の内容であれば聴講単位申請の対象となります。

## 8. その他について（学会制度の単位受付）

2018年4月から新専門医制度（機構制度）の単位取得が開始となり、2022年4月から機構専門医への意向の更新手続きが始まりました。

現在学会制度で単位を取得されている先生は少数となっており、その他の皮膚科専門医取得者は機構制度の単位を取得されている状況であるため、これまで別途対応いただいていた学会制度の単位受付につきまして、下記の通り変更することになりましたので、ご対応のほどよろしくお願い申し上げます。

学会制度で単位を取得されている先生が学術大会等に参加いただきました場合につきましては、単位受付方法は下記の①もしくは②の方法で受付をしていただくため、これまで配布いただいていた参加証（オレンジ）は不要となります。

また、今後抄録等には「学会制度の取得単位」等についての記載は不要となりますため、抄録の作成時にご対応をお願いします。

- ①地方会等各会場に設置されている受付システムにて会員証で単位受付をすると単位受付票（レシート）が発行される場合は、単位受付票（レシート）がこれまでの参加証（オレンジ）の代りとなります。
- なお、新システムのQR受付では単位受付票（レシート）が発行されないため、必ず会員証での受付となります。

- ②関連学会等、単位受付票（レシート）が発行されない学術大会等におきましては、大会の参加証（ネームカード）のコピー、配布されたプログラム（抄録）のコピー等が、参加証（オレンジ）の代りとなります。

## 9. よくある質問について

Q 1) 単位として認められる講習会の条件は何でしょうか？

A 1) 皮膚科研修カリキュラムに記載されている皮膚科関連の内容（臨床、手技等）であり、講演時間が原則として 1 時間以上で演者が 2 名以内のものととなります。

| 講演形式   | 講演時間 | 講師  | 単位   | 単位付与 | 備考      |
|--------|------|-----|------|------|---------|
| 教育講演   | 1 時間 | 1 名 | 1 単位 | ○    |         |
| 教育講演   | 1 時間 | 2 名 | 1 単位 | ○    |         |
| シンポジウム | 2 時間 | 4 名 | 2 単位 | ○    |         |
| 教育講演   | 30 分 | 1 名 | 0 単位 | ×    | 講演時間が短い |
| シンポジウム | 2 時間 | 6 名 | 0 単位 | ×    | 講師が多い   |

Q 2) 単位として認められたことは、どのように告知すれば良いのでしょうか？

A 2) 抄録やホームページに記載し、告知することが望ましいです。また、必要であれば日本皮膚科学会ホームページの「学会カレンダー」に貴学会のホームページなどリンクを貼らせていただきます。

Q 3) 演題名は仮題名で申請することは可能でしょうか？

A 3) はい、仮題名で問題ありませんが正式演題名が決まり次第、ご連絡ください。ただし、仮題から内容が大幅に変更された場合は、再度審査となりますのでご注意ください。

Q 4) 一般演題が聴講単位として認められるのは 2 時間以上ですが、1 つのカテゴリーにつき 2 時間が必要とのことでしょうか？

A 4) いえ、1 つのカテゴリーで 2 時間が必要ではありません。原則として休憩を挟まない（連続した）2 時間の聴講をもって 1 単位となります。そのため、A カテゴリーが 1 時間開催し、続いて B カテゴリーが 1 時間開催するような連続した 2 時間以上（カテゴリー毎の時間配分は自由）の一般演題の講演であれば、1 単位として認められます。

<例>

| 時間    | 単位認定されるパターン            | 単位認定されないパターン |
|-------|------------------------|--------------|
| 10:00 | 一般演題 1<br>「ウイルス・真菌感染症」 | 一般演題 3       |
| 10:30 |                        | 「脱毛症」        |
| 11:00 | 一般演題 2<br>「色素異常症」      | 【空き時間】       |
| 11:30 |                        | 一般演題 4       |
| 12:00 |                        | 「皮膚炎・湿疹」     |

\*一般演題が 2 時間以上連続していないため、右記のケースは聴講単位が認められない。

お問い合わせ先：日本皮膚科学会 事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 4-1-4 e-mail : tni-shinsei@dermatol.or.jp